## ・指名停止等措置に係る苦情処理手続要領について

(平18.8.4付34-45)

総務人事等担当理事 経理資金担当理事 から 募集販売本部長 あて 各支社長 各地域支社長

改正 平成28年12月26日(イ)

標記について、別紙のとおり要領を定めたので、通知する。この通達は、平成18年8月4日から施行する。

以 上

## 別紙

## 指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

- 第1 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。
  - 一 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について(平16.7.1付 34-28。以下「措置要領」という。)の規定による指名停止(期間及び 措置対象区域の変更を含む。以下単に「指名停止」という。)
  - 二 措置要領の規定による警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。) (期間の計算)
- 第2 期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)の期間に関する 規定に従う。
- 2 期間の末日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1 条第1項各号に掲げる日(第5第1項及び第11第1項において「休日」と いう。)に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

- 第3 本部長等(措置要領第1第1項の本部長等をいう。以下同じ。)は、 措置要領第6第1項の規定による通知において、指名停止の理由を明らか にするものとする。(4)
- 2 本部長等は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。(イ) (苦情申立て)
- 第4 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面(次項及び第8において「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。
- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 申立者の商号又は名称並びに住所
  - 二 申立てに係る措置
  - 三申立ての趣旨及び理由
  - 四 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
  - 一 指名停止 当該指名停止の期間内
  - 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内 (苦情申立てに対する回答)
- 第5 本部長等は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に書面により回答するものとする。(イ)
- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の 理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。 (苦情申立ての却下)

第6 本部長等は、第4第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。(4)

(再苦情申立てについての教示)

第7 本部長等は、第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下 をする場合には、第5第1項又は第6の書面に、再苦情申立てをすること ができる旨を教示するものとする。(イ)

(苦情処理結果の公表)

第8 本部長等は、第5第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及 び同項の書面を速やかに公表するものとする。(イ)

(再苦情申立て)

- 第9 第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下に不服がある者は、書面により、本部長等に対して再苦情申立てをすることができる。 (イ)
- 2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
  - 一 指名停止 当該指名停止の期間内(第5第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内)
  - 二 警告等 第5第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以 内

(入札監視委員会に対する審議依頼)

第10 本部長等は、再苦情申立てがあったときは、速やかに入札監視委員会 に審議を依頼するものとする。(イ)

(再苦情申立てに対する回答)

- 第11 本部長等は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議 を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日 を除く。)に、書面により回答するものとする。(イ)
- 2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
  - 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
  - 二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い本 部長等が講じようしている措置の概要(イ)

(再苦情申立ての却下)

第12 本部長等は、第9第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。(4)

(再苦情処理結果の公表)

第13 本部長等は、第11第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。(イ)

以上